（加工施設の性能に係る技術基準に関する規則の一部改正）

第四十一条　加工施設の性能に係る技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第十条（見出しを含む。）中「溢水」を「溢水（いつ）」に改める。

第十二条第七号ロ中「堰」を「堰（せき）」に改める。

（試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の一部改正）

第四十二条　試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第九条の見出し及び同条第一項中「溢水」を「溢水（いつ）」に改める。

第五十五条第二項第一号中「クリープ歪み」を「クリープひずみ」に改める。

（試験研究の用に供する原子炉等に係る試験研究用等原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則の一部改正）

第四十三条　試験研究の用に供する原子炉等に係る試験研究用等原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「評価しうる」を「評価し得る」に改める。

第四十条第二項中「第二十五条第一項の計画」を「個別業務計画」に改める。

第四十九条第二項及び第三項中「及び第二十五条第一項の計画」を「の計画及び個別業務計画」に改める。

第五十条第二項中「第三十九条第一項第二号」を「第三十九条第二号」に改める。

（試験研究の用に供する原子炉等の性能に係る技術基準に関する規則の一部改正）

第四十四条　試験研究の用に供する原子炉等の性能に係る技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十六条第三号中「当該事故」を「設計基準事故」に改める。

第十七条の見出し及び同条第一項中「溢水」を「溢水（いつ）」に改める。

第三十三条第二項第二号及び第三号中「堰」を「堰（せき）」に改める。

（使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の一部改正）

第四十五条　使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「充てん」を「充塡」に改める。

第十六条（見出しを含む。）中「受入れ施設」を「受入施設」に改める。

（使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則の一部改正）

第四十六条　使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「評価しうる」を「評価し得る」に改める。

第四十条第二項中「第二十五条第一項の計画」を「個別業務計画」に改める。

第四十九条第二項及び第三項中「及び第二十五条第一項の計画」を「の計画及び個別業務計画」に改める。

第五十条第二項中「第三十九条第一項第二号」を「第三十九条第二号」に改める。

（使用済燃料貯蔵施設の性能に係る技術基準に関する規則の一部改正）

第四十七条　使用済燃料貯蔵施設の性能に係る技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第三号ロ中「堰」を「堰（せき）」に改める。

第十八条の見出し中「受入れ設備」を「受入設備」に改める。

（再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の一部改正）

第四十八条　再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条（見出しを含む。）中「溢水」を「溢水（いつ）」に改める。

第十七条第一項中「受入れ施設」を「受入施設」に改める。

（再処理施設に係る再処理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則の一部改正）

第四十九条　再処理施設に係る再処理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「評価しうる」を「評価し得る」に改める。

第四十条第二項中「第二十五条第一項の計画」を「個別業務計画」に改める。

第四十九条第二項及び第三項中「及び第二十五条第一項の計画」を「の計画及び個別業務計画」に改める。

第五十条第二項中「第三十九条第一項第二号」を「第三十九条第二号」に改める。

（再処理施設の性能に係る技術基準に関する規則の一部改正）

第五十条　再処理施設の性能に係る技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条の二中「法第五十条の五第三項」を「同条第三項」に改める。

第十条（見出しを含む。）中「溢水」を「溢水（いつ）」に改める。

第十三条第九号ロ中「堰」を「堰（せき）」に改める。

第二十一条第一項中「受入れ施設」を「受入施設」に改める。

（特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則の一部改正）

第五十一条　特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「評価しうる」を「評価し得る」に改める。

第四十条第二項中「第二十五条第一項の計画」を「個別業務計画」に改める。

第四十九条第二項及び第三項中「及び第二十五条第一項の計画」を「の計画及び個別業務計画」に改める。

第五十条第二項中「第三十九条第一項第二号」を「第三十九条第二号」に改める。

（特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の性能に係る技術基準に関する規則の一部改正）

第五十二条　特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の性能に係る技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条第四号ロ中「堰」を「堰（せき）」に改める。

第十五条の見出し及び第二十条第一項第一号中「受入れ施設」を「受入施設」に改める。

（使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の一部改正）

第五十三条　使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「立ち入り」を「立入り」に改める。

第十三条（見出しを含む。）中「溢水」を「溢水（いつ）」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。